

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

1) 算定する処遇改善加算

介護老人福祉施設	新加算Ⅰ	14.0%
（介護予防）短期入所生活介護	新加算Ⅰ	14.0%
通所介護及び地域密着型通所介護	新加算Ⅰ	9.2%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	新加算Ⅰ	12.8%

2) この加算を算定するにあたり、以下の要件を満たす必要があります

【キャリアパス要件】

	要件項目
I	<任用要件・賃金体系の整備等> 介護職員について、職位や職責に応じた任用要件を定め、それに基づく賃金体系を整備している
II	<研修の実施等> 介護職員の資質向上のため、具体的な計画を策定し、研修の実施や研修の機会を確保している
III	<昇給の仕組みの整備等> 介護職員に対して昇給の仕組みを整備している
IV	<改善後の年額賃金要件> 改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となる。
V	<介護福祉士等の配置要件> サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置している

【職場環境等要件】

現在実施している取組

区 分	内 容
入職促進に向けた取り組み	・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策、仕組みなどの明確化 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

	・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者の休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、職員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	・「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げまたは外部の研修会の活用等）を行っている。 ・SS活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。 ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

【見える化要件】

職場環境等要件のうち、実施している取り組み項目を自社のホームページ等に掲載